号。第十二号において「震災規則」という。）第二条第一項の規定により読み替えられた規則第四十七条の二第三項第一号イに掲げる書類を含む。）、規則第四十七条の二第七項各号に定める書類及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十七の二第三項の規定により読み替えられた法第百二十条第四項に規定する取組を行ったことを明らかにする書類並びに所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第七条第二項に規定する医療費を領収した者のその領収を証する書類及び同法附則第五十八条第二項に規定する特定一般用医療品等購入費を領収した者のその領収を証する書類	四　政令第二百六十二条第五項に規定する源泉徴収票
五　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下「租特令」という。）第四条の二第十一項の規定により読み替えられた政令第二百六十二条第五項に規定する通知書	四　政令第二百六十二条第四項に規定する源泉徴収票
七　租特令第二十六条の四第二十四項の規定により読み替えられた租特令第二十六条の三第一項に規定する書類（租特規則第十八条の二十三の二第十二項の規定により読み替えられた租特規則第十八条の二十一第十一項に規定するその適用を受けた年分の翌年分以後の所得税に係るものに限る。）	五　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下「租特令」という。）第四条の二第十一項の規定により読み替えられた政令第二百六十二条第四項に規定する通知書
九　租特規則第十九条の十の三に規定する証する書類及び電磁的記録印刷書面	七　租特令第二十六条の四第二十五項の規定により読み替えられた租特令第二十六条の三第一項に規定する書類（租特規則第十八条の二十三の二第十二項の規定により読み替えられた租特規則第十八条の二十一第十一項に規定するその適用を受けた年分の翌年分以後の所得税に係るものに限る。）
十　租特規則第十九条の十の四に規定する証する書類及び電磁的記録印刷書面	九　租特規則第十九条の十の二に規定する証する書類
十一　租特規則第十九条の十の五第十一項各号に掲げる書類及び同項に規定する電磁的記録印刷書面	十　租特規則第十九条の十の三に規定する証する書類
	十一　租特規則第十九条の十の四第十一項各号に掲げる書類

○厚生労働省告示第二百三十二号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を次のように定め、平成三十年一月一日から適用する。

平成二十九年六月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示

（職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針の一部改正）

第一条　職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成十一年労働省告示第百四十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者」を「、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者」に改め、「表示」の下に「、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務」を加える。

第一中「及び第四十二条」を「、第四十二条、第四十二条の二及び第四十五条の二」に改め、「、職業紹介事業者」の下に「、求人者」を加え、「、労働者供給事業者」を「、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者」に改め、「より職業紹介事業者」の下に「、求人者」を加え、「及び労働者供給事業者」を「、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者」に改める。

第三を次のように改める。

第三　法第五条の三及び法第四十二条に関する事項（労働条件等の明示及び募集内容の的確な表示）

一　職業紹介事業者等による労働条件等の明示

㈠　職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者は、法第五条の三第一項の規定に基づき、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者（以下「求職者等」という。）に対し、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）を可能な限り速やかに明示しなければならないこと。

㈡　求人者は求人の申込みに当たり公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者に対し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者に対し、それぞれ、法第五条の三第二項の規定に基づき、従事すべき業務の内容等を明示しなければならないこと。

㈢　職業紹介事業者等は、㈠又は㈡により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによらなければならないこと。

イ　明示する従事すべき業務の内容等は、虚偽又は誇大な内容としないこと。

ロ　労働時間に関しては、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働、休憩時間、休日等について明示すること。また、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十八条の三第一項の規定により同項第二号に掲げる時間労働したものとみなす場合又は同法第三十八条の四第一項の規定により同項第三号に掲げる時間労働したものとみなす場合は、その旨を明示すること。

ハ　賃金に関しては、賃金形態（月給、日給、時給等の区分）、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項等について明示すること。また、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結する仕組みを採用する場合は、名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金（以下このハにおいて「固定残業代」という。）に係る計算方法（固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数（以下このハにおいて「固定残業時間」という。）及び金額を明らかにするものに限る。）、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。